

令和8年調布市教育委員会第3回定例会会議録

1. 日 時 令和8年3月27日午前10時00分～午前11時37分（1時間37分）

1. 場 所 教育会館3階 301～303研修室

1. 出席委員 教 育 長 栗 原 健

教育長職務代理者 白 倉 美 智

委 員 榎 本 竹 伸

委 員 千 田 文 子

委 員 毛 利 勝

委 員 白 倉 代 助

1. 出席説明員 教 育 部 長 阿 部 光

教育部参事兼次長 高 橋 慎 一

教育部副参事兼

指 導 室 長 小 林 力

教育総務課長 鈴 木 克 久

教育総務課副主幹 廣 田 剛 一

教育総務課副主幹 森 木 豊 和

学 務 課 長 佐 藤 龍

学務課主幹兼課長補佐 岡 本 広 美

指導室学校教育担当課長 三 井 豊

指導室教育支援担当課長兼

教 育 相 談 所 長 平 野 良 弥

指導室学校経営支援担当主幹 門 田 英 朗

指導室教育支援担当主幹 海馬澤 一 人

指 導 室 副 主 幹 久保田 藤 郎

社 会 教 育 課 長 泉 健一郎

社会教育課課長補佐 小 林 光 輝

東 部 公 民 館 長 丸 山 義 治

西 部 公 民 館 長 福 澤 明

北 部 公 民 館 長 小 川 香 里

図 書 館 長 服 部 聖 治

図 書 館 主 幹 海老澤 昌 子

郷 土 博 物 館 長 早 野 賢 二

郷 土 博 物 館 副 館 長 平 原 孝 允

1. 事務局出席者 教育総務課総務係主任 陸 田 晃 生

教育総務課総務係主事 梅 野 恵 子

1. 会議録署名委員 教 育 長 栗 原 健

委 員 白 倉 代 助

〈会議に付した事件〉

議案第13号 臨時代理の承認について（調布市教育委員会表彰について）

議案第14号 調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

議案第15号 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

議案第16号 調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令

議案第17号 調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

議案第18号 調布市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

議案第19号 調布市就学支援委員会規程の一部を改正する訓令

議案第20号 令和8年度調布市教育相談所事業計画（案）について

議案第21号 令和8年度調布市公民館事業計画（案）について

議案第22号 令和8年度調布市立図書館事業計画（案）について

議案第23号 令和8年度調布市郷土博物館事業計画（案）について

議案第24号 調布市立学校学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

議案第25号 臨時代理の承認について（調布市教育委員会職員の人事異動について）

○栗原教育長 おはようございます。ただいまから令和8年調布市教育委員会第3回定例会を開会いたします。

○栗原教育長 日程に入る前に事務局へ申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場させてください。

○栗原教育長 ここでお諮りいたします。事務局より追加の資料が提出されました。この際、配付された追加日程を日程に加えて審議したいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○栗原教育長 御異議なしと認めます。

また、日程第4、議案第24号及び日程に追加しました議案第25号については人事案件であることから、審議を非公開といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○栗原教育長 御異議なしと認めます。よって、日程第4、追加日程の当該議案については、非公開とすることに決定しました。

日程第1 令和8年調布市教育委員会第3回定例会会議録署名委員の指名について

○栗原教育長 これより日程に入ります。日程第1、令和8年調布市教育委員会第3回定例会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により白倉委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 報告事項

○栗原教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。報告事項をすべて報告した後、一括質疑といたしますので、よろしく願いします。

初めに、森木教育総務課副主幹から、令和7年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告を願います。森木教育総務課副主幹。

○森木教育総務課副主幹 教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告いたします。

資料1をお願いいたします。教育施設の工事における3月10日現在の進捗状況となりま

す。

初めに、契約金額の変更に伴う契約変更を行いましたので報告いたします。

対象の工事は、2ページの備考欄に*1と記載しているNo.9の調和小学校プール可動床更新工事です。契約変更の内容等については、3ページの欄外に記載しているとおり、本工事は可動床の更新のほか、プール水槽のFRP防水の補修もありますが、FRP防水の施工の際には特有の強い臭気が発生するため、屋内での施工では換気が必要となります。このため、換気を行うに当たり、壁上部にある窓を使用したところ、窓の開閉に不具合が生じたことから、付属機器の交換が必要となり、交換等に伴う工事費の増加が生じたため、契約額を変更する契約変更を行いました。

また、No.5及び7の多摩川小学校給食室改修工事の2工事は、工期限及び契約金額を伴う契約変更について、令和8年調布市議会第1回定例会で議決をいただきましたので、No.6の電気設備工事と合わせて、順次契約変更の手続きを進めてまいります。

さらに、No.13、14、16、17、18の小学校5校のLED化改修工事についても、同市議会定例会にて繰越明許費の設定の議決をいただき、本日時点では契約変更の手続きが完了しております。

次に、各工事の進捗状況についてですが、債務負担行為や繰越明許費の設定を行った工事を除き、すべての工事が年度内で完了する予定です。

続きまして、5ページをお願いいたします。

No.1の写真は、若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館施設整備PFI事業の建設工事における施工状況で、前回から引き続き建物基礎を施工中となります。

No.2の写真は、富士見台小学校給食室改修工事の施工状況で、ちゅう房機器の設置が完了した状況です。

No.3の写真は、多摩川小学校給食室改修工事の施工状況で、既存給食棟の内部仕上げ工事の状況です。

No.4は、第一小学校プール改修工事の工事完了写真です。

No.5は、(仮称)調布市国史跡下布田遺跡ガイダンス施設新築工事の施工状況で、掘削作業が完了し、建物基礎の鉄筋を組み立てている状況です。

No.6は、調布市立図書館宮の下分館改築工事の施工状況で、基礎下の地盤改良工事が完了したため、掘削に先立ち、仮設の山留めを施工している状況です。

報告は以上です。

○栗原教育長 次に、小林指導室長から、給特法等改正に伴う「調布市立学校における働き方改革プラン」の取扱いについて報告を願います。小林教育部副参事兼指導室長。

○小林教育部副参事兼指導室長 私からは、給特法等改正に伴う「調布市立学校における働き方改革プラン」の取扱いについて説明します。

改正された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法では、教育委員会に対して、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定、公表、計画の実施状況の公表を義務付けています。

本市では、平成31年1月に、調布市立学校における働き方改革プランを策定し、令和5年2月に改定しています。このたび、このプランを国が求める業務量管理・健康確保措置実施計画に位置付けましたので、御報告させていただきます。

今後、本市の働き方改革プランの改定が令和8年度に予定されていることから、改定を進めるとともに、総合教育会議への計画の内容、実施状況の報告を進めてまいります。

説明は以上です。

○栗原教育長 次に、門田指導室学校経営支援担当主幹から、令和8年2月における市内小・中学校の事故等の報告について、令和7年度における調布市の体力・運動能力・運動習慣等の調査（東京都）について、以上2件の報告を願います。門田指導室学校経営支援担当主幹。

○門田指導室学校経営支援担当主幹 私からは、まず初めに、令和8年2月における、市内小・中学校の事故等について報告いたします。

資料3をお願いいたします。令和8年2月は、小学校2件、中学校0件、合計2件になります。

小学校です。①発生日、2月16日月曜日、発生場所は体育館、学校管理下の事故です。対象学年は第3学年です。当該児童は、体育の授業中、長縄跳びをしていました。当該児童は、長縄を跳んでいた際にバランスを崩し転倒しました。転倒した際に左肩を床にぶつけました。当該児童は、保健室での応急処置後、病院で受診をし、左鎖骨骨折の診断を受けております。

②発生日、2月26日木曜日、発生場所は廊下、学校管理下の事故です。対象学年は第5学年です。当該児童は、休み時間に廊下を走っていてつまずき、前方に転倒しました。転倒した際に、頭部右側を教室入口の扉にぶつけました。当該児童は、保健室での応急処置後、病院で受診し、頭部裂傷の診断を受けております。

報告については以上となります。

続きまして、令和7年度における調布市の体力・運動能力・運動習慣等の調査についての報告になります。資料4をお願いいたします。

初めに、1、調査の概要については、記載のとおりとなっております。

次に、2、調布市教育プランとの関連についてです。グラフは、体力の向上について自分なりの目標を立てている児童・生徒の割合を示しております。小学校、中学校男子、女子ともに全国及び東京都よりも低い状況にあります。

次に、3、調査の結果についてでございます。本市の実態としましては、総合評価の分布は、全国及び東京都と同様の傾向にあります。令和6年度と比較をすると、小学生女子の体力は向上しております。また、小学校男子、女子、中学校男子においては、総合評価の割合はCの児童・生徒が最も多く、中学校女子においては、総合評価の割合がBの生徒が多い状況にあります。

次に、4、日常生活における運動習慣の改善のポイントです。「学校の保健体育の授業以外で1日にどのくらいの時間運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをしていますか」の質問に対して、小学校、中学校ともに、おおむね東京都及び全国と同様の傾向にあります。特に平日における運動時間が短く、授業以外の活動や放課後の運動習慣に課題が見られます。

改善のポイントとしましては、日常的に運動する習慣を身に付けるために、遊びや運動する環境作りを進めていく必要があると考えております。また、運動やスポーツへの興味関心を高め、普段の生活の中に体を動かす習慣を定着させるための工夫をする必要があります。

具体的には、ストレッチを工夫したり、歩く歩幅を広くして歩いたりするなど、日常生活の中で負担が少なく取り組める運動を通して、身体活動量の増加に向けた工夫をしていくことであったり、夏場の猛暑期における運動機会確保の必要があると考えております。

裏面にまいります。令和7年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について、種目ごとの東京都の体力合計点と調布市の体力合計点の比較になります。資料下段、右側を御覧ください。

東京都の体力合計点と調布市の体力合計点の比較について示しております。小学校男子1から3年生、小学校女子1から5年生は、東京都の平均値を下回っております。特に小学校1年から3年生については、運動に関する意欲付けや運動習慣の定着に向けた取組の

必要性があると考えられ、喫緊の課題であると認識をしております。

引き続き、体力向上に向けて学校における授業改善の取組を支援していくとともに、体力向上に特化した取組の充実を図ってまいります。

報告は以上です。

○栗原教育長 次に、海馬澤指導室教育支援担当主幹から、令和9年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について報告を願います。海馬澤指導室教育支援担当主幹。

○海馬澤指導室教育支援担当主幹 令和9年度使用調布市立学校特別支援学級教科用図書の採択について報告いたします。資料5を御覧ください。

特別支援学級における教科書採択は、児童生徒の障害の状態や発達段階が年度ごとに変化すること、検定教科書に加え、一般図書等の多様な教材から選択する必要があることなどから、年度ごとに見直し、採択を行う仕組みとなっております。

1の令和9年度使用教科用図書採択の方針を御覧ください。令和8年度は、令和9年度に使用する小・中学校特別支援学級の教科用図書を採択します。教科書採択に関する事務については、東京都教育委員会の指導、助言を尊重し、その責任が調布市教育委員会にあることを明確にして行います。

また、教科書の採択に当たっては、これまでの研究の成果に加えて、教員、有識者及び保護者等の市民の意見も反映させるため、教科書調査運営委員会を設置いたします。

特別の教育課程を編成する特別支援学級において使用する教科書については、学校教育法附則第9条の規定により、文部科学省の検定済み教科書や著作教科書以外に、特別支援学校用教科書目録に記載されている、いわゆる一般図書の使用は認められています。

採択に当たっては、児童生徒の実態を踏まえるとともに、教科の主たる教材として、教育目標の達成上、適切な図書を選定できるように留意いたします。

次に、2、教科書採択に伴う組織及び任務についてです。2ページを御覧ください。

調布市教育委員会は、教科書採択事務が円滑かつ公正に行うことができるよう、教科書調査運営委員会、小・中学校特別支援学級用教科書調査委員会を設置いたします。以下、(1)から(3)にそれぞれの組織と役割を記載しております。

報告は以上となります。

○栗原教育長 次に、早野郷土博物館長から、令和8年度調布市武者小路実篤記念館事業計画（案）について報告を願います。早野郷土博物館長。

○早野郷土博物館長 私からは、令和8年度調布市武者小路実篤記念館事業計画（案）

について報告いたします。資料6、1ページをお願いいたします。

1の方針につきましては、前年度からの変更はございません。引き続き、武者小路実篤記念館は、実篤の業績を顕彰し、広く市民の教養や文化向上に寄与するため、調布市教育プラン及び社会教育計画に沿って、(1)から(5)に掲げる事業目標の下、各種事業を展開するとしております。

それでは、事業内容について主なものを御説明いたします。

初めに、展示活動です。令和8年度は、武者小路実篤没後50年を迎える節目の年として、春の特別展と、これと連動する移動展を文化会館たづくりで開催します。春の特別展では、評論家・若松英輔氏による、現代における実篤評価を紹介します。また、秋の特別展では、実篤と親交のあった画家・河野通勢について特集するほか、所蔵品を中心とした6回の企画展を開催します。

2ページをお願いいたします。普及活動では、講座、講演会、ボランティア活動などを充実させ、満足度の高い良質な事業を展開してまいります。春の特別展の関連企画として、評論家・若松英輔氏による講演会を開催します。

また、小・中学校を始めとする学校教育との連携については、学校で地域ゆかりの文化遺産である実篤と実篤記念館に親しむ機会となる企画や博学連携事業を推進します。

その下の資料収集及び保存、並びに調査・研究では、書画や原稿のほか、映像や音声資料などを収集、整理し、適切な保存管理に努めるとともに、情報発信基地としての役割を担うため、引き続き調査研究を進めます。

次に、情報提供システムでは、収蔵品データベース、情報閲覧システム、ホームページ等を活用し、広く実篤や収蔵品の情報を提供してまいります。令和8年度は、収蔵品データベースのリニューアルの3年目として、公開用システム設計をするとともに、ホームページのリニューアルに着手します。

次に、2、事業概要です。4ページをお願いいたします。No.6、記念館の維持管理では、最下段に記載のとおり、令和8年度は前年度に引き続き、給排水衛生設備工事、空調設備工事、電気設備工事等の設計業務を行い、施設の老朽化対策を進めます。

最後の5ページでは、令和8年度に予定している展示日程を記載しております。

報告は以上となります。

○栗原教育長 以上で報告事項の報告はすべて終わりました。これから報告事項に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見はありませんか。白倉委員。

○白倉委員 私から、令和7年度の体力・運動能力等の調査について3点ばかり御質問したいと思います。

質問をする前に報告なのですが、先日、教育委員の研修会がございまして、そこで慶應義塾大学の中室牧子さんという方の講演があったのですが、この方は科学的な教育ということで、「学力の経済学」等、本をお書きになっているのですが、その中で非常に興味深いお話がありました。例えば、スポーツをすることは将来の収入を上げるとか、企業の採用で非常に有利になるとか、忍耐力、リーダーシップが身に付くとか、スポーツをやることによって勉強はおろそかにならないとか、スポーツをすると欠席が減って自尊心が高まるとか、全部科学的なエビデンスを紹介しながら講演の中で一部おっしゃっていましたし、本の中でも書かれていました。

あと、目標を立てることは学力を伸ばすために非常に大事なことだと。様々な興味深いお話がありまして、私も改めて、スポーツ、運動することがこれからさらに重要になるのではないかと思います。少し質問させていただきます。

調布市については、令和6年度の結果を特に種目別に見ますと、握力と投力については少々課題があると思うのですが、そのほか、女子も少し低迷しているところもございませけれども、令和6年度をほぼ上回っていて、都の平均と同じ、または上回っているという結果がありました。総合評価も小学校5年生女子以外は上回っているということで、非常に成果が出ていると思いました。日ごろの体育授業とか、部活とか、ちょこプラとか、トップアスリートの出前授業、この辺りの成果が出ているのではないかと思います。非常に嬉しく思いました。

まず1点目ですけれども、ちょこプラに関して、調布はかなり特色のある取組だと思うのですが、ちょこプラが体力テストのどの辺りに影響されているのか、分かる範囲内で教えていただきたいのと、握力、投力を上げるために今後の手だてをどうするかということも、もしお考えになっていたら少し教えていただきたいと思います。

2点目は、目標を立てることについては70%を下回っているということで、昨年とほぼ同じ感じがいたします。これに関して、目標を立てるということは、体力もそうですけれども、学力に関してもすごく大事だと思いますので、この辺りの手だて、ぜひお考えを教えてくださいたいと思います。

最後に、やはり平日の運動時間が低い傾向は全国的な問題だと思うのですが、これに関して、私は個人的に、例えば発育に関しましては、6歳から神経系の発達が80%、

12歳までに100%達成してしまうということで、9歳から12歳まではゴールデンエイジと呼ばれて、技術的にも器用さの力の発達がすごく伸びる時期であります。こういう時期に運動、スポーツをしていないお子さんが多いのは本当に問題だとずっと昔から思っています、この辺りの施策というのですか、保護者の意識も変えていかないと、やはりスポーツ、運動の大切さをもっともっとアピールしていかないといけないのではないかと思います、もし何かお考えになっている施策等がありましたら、教えていただきたいと思えます。

特に今、非認知能力ということで、責任感とか社会性とか忍耐力、この辺りが非常に大事だと言われておりますので、スポーツによってその辺りの非認知能力を鍛えることも大事だと思います。そういうことで3点お伺いしたいと思います。

○栗原教育長 体力、運動能力等調査について御質問いただきました。門田指導室学校経営支援担当主幹。

○門田指導室学校経営支援担当主幹 3点御質問いただきました。1点目がちょこプラ1調布の取組について、2点目が体力調査の目標の扱いについて、3点目が平日の活動量の増加に向けてといったところで御質問いただきました。それぞれ御回答させていただければと思います。

まず1点目、ちょこプラ1調布についてなのですけれども、こちらは、厚生労働省の健康づくりのためのプラス10という取組を参考に、本市独自の取組としてアップデートしたものになります。こちらは日常の身体活動を増やしていくことを目的に、最終的に体力向上につなげていくといった取組の1つです。健康の保持増進も含めて、日ごろの身体活動量、運動量を増やしていくという取組です。

学校の取組としましては、例えば、雑巾を全力で絞るといったことを通して握力の向上につなげるなど、そういった工夫した取組の報告は受けております。このほかにも、例えば、掃除の時間に机を引きずらずに持ち上げて運ぶであったり、朝の学活や授業開始前での簡単なストレッチ、あと正しい姿勢で読書をしたりといった、日常生活に大きな負荷をかけないで、少しでも取り組める活動を増やしていくというところを通して、日ごろの身体活動量を増やしていくといった取組になってございます。

2点目の目標の扱いについてでございます。目標を立てるということについては、児童・生徒が自分事としてとらえる手だてが必要であると考えております。児童・生徒自身が体力調査の個人票を分析して、課題となる運動に主体的に取り組んでいたり、体育を

学習する、学ぶ意義であったり目的をいかに自分の課題と照らし合わせて設定していくか、そういったことが必要になってくると思っております。

今後も引き続き、学校に対して授業改善についての助言を行う際視点として盛り込んでいきたいと考えております。

3点目です。平日の活動量の増加に向けてというところでございます。平日の体力向上には、日常的な運動習慣の形成と、生活習慣の改善が不可欠であると認識をしております。コロナ禍以降、児童生徒の体力は低下傾向にある、全国的な傾向でございますが、特に運動習慣がある子とない子の二極化が進んでおります。また、スポーツや外遊びに不可欠な要素であります、時間であったり、空間であったり、あと仲間が減少したことも体力低下の要因の1つであると考えております。

これらのことを踏まえて、学校においては、運動遊びなどを通して子どもに体を動かす楽しさを味わわせ、運動を好きにさせたり、普段運動しない子どもたちについては、体育であったり、学校生活の限られた時間の中なのですけれども、効率的に運動量を確保することであったり、子どもの体力向上に関して、学校においての時間については重要な意味を持っていると考えております。指導室としましても、引き続き、学校が体育授業等における授業改善の推進を図っていくことを支援していくとともに、次年度からは新たに学校生活における身体活動量を増加する取組、先ほどのちょこプラ1調布の取組であったり、猛暑期における体力向上に特化した取組である調布ダブルダッチ、こちらの取組の推進を図って体力向上につなげてまいりたいと考えております。

○栗原教育長　ダブルタッチについては新規に取り組むということで、指導室が校長会と調整をして、全校で取り組んでいくことを予定しております。

○白倉委員　ありがとうございます。本当に様々な取組をされて、充実した手だてをしていただきました。ありがたいと思います。

この前、学力調査の結果も調布市はかなり高いことがありまして、やはりこれと何か連動しているような感じがありまして、本当に引き続き、体力、運動に関しましては改善等をよろしくお願いいたします。

○栗原教育長　千田委員。

○千田委員　今のお話の続きで意見なのですがすけれども、先ほど調布市ならではのダブルダッチを進めていくということで、これは大変期待したいなというところです。猛暑期も室内で運動可能だということで、調布市はおかげさまで体育館が冷房で、猛暑期でも体育

館であったら運動ができるというところになっているわけで、できれば、体育館を大いに活用したいと思います。

特に運動習慣が崩れるのは夏休み時期、夏季休業中に崩れやすいと私は思います。今まで夏季休業中は、学校のプールもありましたけれども、地域の方々に御協力いただいた開放プールもありました。そこで、この夏季休業中に何とか子どもたちがダブルダッチとか体育館で運動できる環境に持っていけないものかと。開放プールならぬ開放体育館といいますか、そういう方向に地域こぞって進めていただけるように何とかできないかと思い、これは意見ですけれども、強く思います。

○栗原教育長 現状の使用状況、体育館をどのように使っているかということも踏まえながら、子どもたちが酷暑の中、外で運動や遊びができない状況をどう改善していくかということでの検討課題とさせていただきたいと思います。

そのほか、質疑、意見ありませんか。はい、榎本委員。

○榎本委員 私からも今のことに関連づけて意見というかお願いをさせていただきたいのですけれども、子どもたちの体力増進という意味でも遊びが重要だということは、今御説明を受けました。では、どこで遊べるかということ、やはりそれは広場であったり公園だったりということになるかと思うのですが、地域によっては、児童公園がない地域もあったり、あるいは、我が町で言うと、北のほうは都立公園も含めてたくさん公園があるかと思うのですけれども、そうでない地域があるというのも現実だと思います。

これは、私たち教育委員会だけでどうにかなるというお話ではないのですけれども、ぜひ市長部局の緑と公園課でしたかね、そちらとも上手に連携をして、子どもたちの放課後の遊び場の確保にぜひ努めていただけないかということをお願いしておきたいと思います。よろしく願いいたします。

○栗原教育長 今共通している御意見としては、やはり子どもたちの遊びや運動する場ということで、外でこれまで遊んでいたものができなくなっている、そういった時代に合わせてどうしていくかということで、教育委員会としても今後も検討していきたいと思っております。

そのほか、質疑、意見はありませんか。はい、毛利委員。

○毛利委員 毛利です。私からも運動習慣の調査について感想というかお礼というか、一言お伝えしたいと思います。

特に先ほど説明いただいた学校での取組というのは、こんなにも子どもたちのために、

大幅に何か変わるということではないのかもしれないのですけれども、少しずつ子どもたちの運動量を増やしていることにつながっているということは、今お聞きしてとてもよく分かりました。

学校の中では精一杯できていると思いますので、それを地域や家庭でどのようにサポートできるのかというのも1つの課題なのではないかと思います。保護者の立場としましては、学校でそのように対応していただいているということを理解して、保護者で何ができるのかというのを考えてみたいと思います。令和8年もまた酷暑になるかもしれませんので、引き続き対応をよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。まさに学校の取組であったり、あるいは教育委員会としての取組を保護者の方にどう伝えていくか、そして、同じ方向で、同じ方針で一緒に取り組んでいただけるように、我々としても働き掛けてまいりたいと思います。

そのほか質疑、意見はありませんか。榎本委員。

○榎本委員 私から郷土博物館の8年度の取組方針というところで質問をさせていただきたいがございます。

○栗原教育長 すみません、今、郷土博物館から報告があったのは実篤記念館のことなので。

○榎本委員 ごめんなさい。大変失礼いたしました。

○栗原教育長 すみません。また後ほどいただければと思います。

報告事項の案件について、ほかに質疑、意見はありませんか。よろしゅうございますか。

(「なし」との声あり)

○栗原教育長 ほかになければ、以上で報告事項を終わります。

日程第3 協議題

次期調布市教育プラン策定方針(案)について

○栗原教育長 次に、日程第3、協議題に入ります。

「次期調布市教育プランの策定方針(案)について」を議題といたします。本件について廣田教育総務課副主幹から説明を願います。廣田教育総務課副主幹。

○廣田教育総務課副主幹 それでは、資料7「次期調布市教育プランの策定方針(案)について」、御説明いたします。

現行の教育プランにつきましては、その計画期間が来年度、令和8年度末までとなっております。このことから、来年度1年間かけまして、令和9年度からの次期教育プランの策定作業を進めることを予定しております。このたび、その方針案を取りまとめましたので、教育委員の皆様にご協議いただくため、報告させていただくものでございます。

資料7をお願いいたします。初めに、1、策定の目的です。調布市における法定の教育振興基本計画として、これまでの取組成果を踏まえつつ、令和9年度以降の教育環境を取り巻く課題へ対応するため、次期教育大綱、基本計画等、市の各種計画等と整合を図りながら教育施策を計画的に推進するため策定してまいります。

2、策定の視点です。(1)令和9年度以降の4年間を見据えた教育課題への対応をすることとしております。学校教育分野です。文部科学省では現在、令和12年度から予定されている次期学習指導要領に向けた基本的な考え方として、次の3つの方向性を踏まえて議論されております。

その1つ目は、授業改善を通じた資質、能力の育成について一層の具現化、深化を図る主体的・対話的で深い学びの実装。2つ目は、子どもたちの多様性を包摂することで一人一人の意欲が高まり、その可能性が開花し、個性が輝く教育を実現する多様性の包摂。3つ目が持続可能な在り方を追求し、教師と子どもの双方にワークを創出することで豊かな学びにつなげる実現可能性の確保になります。

そのため、次期教育プランではその方向性を見据えるとともに、特別支援教育、不登校児童・生徒への支援の充実、部活動の地域展開の推進、みまモーニングの拡充、若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体的整備を始めとする学校施設の整備等に計画的に取り組んでいく必要があると考えております。

また、社会教育分野につきましては、令和7年度から実施している中学生海外体験学習事業の充実、個人と社会のウェルビーイングの追求として社会教育施設における取組の充実に加え、史跡、文化財の保存、活用に向けて、国史跡下布田遺跡の整備等についても計画的に取り組む必要があると考えております。こちらの全国的な教育課題を取り巻く課題に加え、市固有の課題へ対応する計画とすることを予定しております。

さらに具体的な取組につきましては、後ほど説明いたします教育プランの策定検討委員会や教育委員会における協議等を経て取りまとめてまいりたいと考えております。

次に、(2)社会教育計画との統合ですが、社会教育計画の理念、取組等を踏まえ、次期教育プランにおける社会教育分野の施策、事業に反映してまいります。

(3)調布市教育委員会教育目標、基本方針を踏まえた施策、事業の精選、選択と集中について検討を行い、より分かりやすいプランとしてまいります。

次に、3、計画期間です。市の基本計画等と整合を図り、令和9年度から12年度までの4年間としております。

4、検討体制です。現行の教育プランと同様に、(1)に記載の学識経験者、保護者、学校関係者等から構成する（仮称）教育プラン策定検討委員会を立ち上げ、本検討委員会を中心にプランの検討を進めてまいりたいと考えております。

検討委員会の構成案は、右の表のとおりですが、市民の区分の中には、5に記載の公募による市民も参画していただくことを予定しております。今後、公募市民を含めた委員の選任手続きを進めてまいりたいと考えております。

(2)教育委員会になりますが、教育委員の皆様には、市民からの意見聴取の前に教育委員会の会議の中において検討委員会で策定したプラン案に対して意見を伺うとともに、最終的には議案として提出された検討案を御審議いただくこととしております。あわせて、こども基本法の趣旨にのっとり、子どもや保護者からの意見を聴取してまいります。

そのほか、市長部局、小・中学校長会、市民からの意見聴取の手続きを経て、プラン策定の手続きを進めてまいります。

最後に、5、スケジュールです。記載のとおり、令和8年度当初から年度末までにかけて策定手続きを進めてまいります。

説明は以上です。よろしく御審査の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○栗原教育長 以上で説明は終わりました。本件について質疑、意見等がありましたらお願いいたします。はい、臼倉教育長職務代理者。

○臼倉教育長職務代理者 御説明ありがとうございました。策定方針案、十分よく理解いたしました。

こども基本法が数年前に施行されまして、それに伴いまして、ぜひ子どもの意見反映を強化していただきたいという願いがございます。その理由として、やはり子ども・若者の政治や行政に対する興味関心を高めたい。将来の納税者としての人材ですので、ぜひ当事者意識を持って参画してほしいという願いがございます。ぜひとも評価、検証も含めて、デジタルアンケート等を活用しながら、当事者としての子どもの意見反映を推進していただけたらと思います。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○栗原教育長 ありがとうございます。資料でいくと4の検討体制、(4)市民からの意

見聴取の中に、こども基本法の趣旨にのっとり、子ども、保護者からの意見を聴取とありますけれども、現時点で何か事務局で考えていることがありましたらお願いします。廣田教育総務課副主幹。

○廣田教育総務課副主幹 御質問、御意見ありがとうございます。

子どもの意見反映の関係ですけれども、我々としても非常に重要であるとともに、その意見反映についても十分な検討、協議が必要かと思っております。デジタルアンケートでございますけれども、4年前と比べまして、子どもたち、また我々もデジタルでアンケートをとる、アンケートをとるといえばデジタルという形にかなり変わってきていると思っておりますので、デジタルで負担のかからないようなアンケートで意見を聴取するといったところを具体的に検討してまいりたいと考えております。

また、参加につきましても、どのような形が一番よろしいかといったところは、今後、検討委員会を立ち上げていく中で協議しながら、適切な意見を聴取できるように、また反映できるように検討していければと思っております。

○栗原教育長 よろしいでしょうか。

○臼倉教育長職務代理者 はい。ありがとうございました。

○栗原教育長 そのほか、質疑、意見等はございますか。よろしゅうございますか。

(「なし」との声あり)

○栗原教育長 ほかにないようですので、以上で質疑、意見を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○栗原教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

日程第4 議案

議案第13号 臨時代理の承認について(調布市教育委員会表彰について)

○栗原教育長 続いて、日程第4、議案に移ります。議案第13号「臨時代理の承認について」を議題といたします。本件について廣田教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。廣田教育総務課副主幹。

○廣田教育総務課副主幹 それでは、議案第13号「臨時代理の承認について」、御説明いたします。

本件につきましては、調布市教育委員会表彰につきまして、教育長が臨時代理により処

理をいたしましたので、その承認についてお諮りするものでございます。

提案理由ですが、第2回教育委員会定例会までに御承認いただきましたものに追加して、新たに表彰候補者の推薦が4件上がってまいりましたので、この推薦について、3学期の終了前に表彰状授与が行えるよう、臨時代理により処理いたしました。そのため、調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第4条第2項の規定により提案するものであります。

それでは、今回の被表彰候補者について御説明いたします。

5ページの令和7年度調布市教育委員会表彰被表彰者名簿を御覧ください。今回は、体育、芸能等の文化活動において、特に優秀な功績があったものについて4件でございまして、それぞれの功績については、資料のとおりでございます。

また、今年度の候補者、被表彰者を合計しますと、令和7年度分として計47件、令和6年度分として計3件になります。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○栗原教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしゅうございますか。

(「なし」との声あり)

○栗原教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○栗原教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第14号 調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

○栗原教育長 続いて、議案第14号「調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を議題といたします。本件について廣田教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。廣田教育総務課副主幹。

○廣田教育総務課副主幹 それでは、議案第14号「調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

本件は、議案書の下段に記載のとおり、調布市適応指導教室設置条例の一部改正に伴い、調布市教育委員会事務局処務規則における適応指導教室の名称を改めるため提案するものです。

新旧対照表を御覧ください。教育委員会事務局各課の事務分掌を規定している別表の指

導室の教育支援系の項番4における「適応指導教室」を「教育支援センター」に改めるものです。

施行日は、令和8年4月1日です。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○栗原教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしゅうございますか。

(「なし」との声あり)

○栗原教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○栗原教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第15号 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

○栗原教育長 続いて、議案第15号「調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。本件について廣田教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。廣田教育総務課副主幹。

○廣田教育総務課副主幹 それでは、議案第15号「調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

本件は、議案書の下段に記載のとおり、調布市適応指導教室設置条例の改正に伴い、会計年度任用職員の名称を変更するとともに、より柔軟な採用及び運営につなげられるよう、資格等の要件を見直すため提案するものでございます。

新旧対照表のデータを御覧ください。別表、項番13のスクールサポーターの行及び16の名称に規定されている「適応指導教室」を「教育支援センター」に改めます。

また、項番16、指導員につきましては、資格要件を見直し、より柔軟な採用及び運営につなげられるよう変更するものです。

施行日は令和8年4月1日です。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○栗原教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしゅうございますか。

(「なし」との声あり)

○栗原教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○栗原教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第16号 調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令

○栗原教育長 続いて、議案第16号「調布市教育委員会事務局議案決裁規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。本件について廣田教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。廣田教育総務課副主幹。

○廣田教育総務課副主幹 議案第16号「調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令」について御説明いたします。

本件は、議案書の下段に記載のとおり、指導室における教育支援に関する一部の決裁区分を改めるほか、所要の改正を行うため提案するものです。

新旧対照表のデータを御覧ください。別表では、決裁権者が決裁すべき事案を規定しており、今回は別表のみの改正となります。以下、具体的な改正内容を御説明いたします。

1、庶務に関する事項の(1)、(2)と3ページの(16)でございますけれども、こちらは現在の事務の運用に合わせ、教育委員会に提出する議案等に係る規定を改める、または項目を追加するほか、各種団体等が行う行事等への後援等を行う場合の項目を追加するものです。

7ページを御覧ください。3、指導室に関する事項のうち、(3)特別支援教育の入退級の答申に関すること及び8ページの(22)学びの多様化学校の入退室の決定に係る事務を処理することの決裁区分を改めるとともに、別表の全般にわたり、所要の改正を行うものです。

施行日は令和8年4月1日です。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○栗原教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしゅうございますか。

(「なし」との声あり)

○栗原教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○栗原教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第17号 調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

○栗原教育長 続いて、議案第17号「調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。本件について久保田指導室副主幹から提案理由の説明を願います。久保田指導室副主幹。

○久保田指導室副主幹 議案第17号「調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されている学校の管理運営について必要な事項を定めている規則であります。

提案理由は、学校教育法の改正に伴い、新たな職である主務教諭を設置するために改正するものであります。

資料の新旧対照表をお願いいたします。初めに5ページをお願いいたします。令和8年4月から、国は、教諭と主幹教諭の中間に位置する学校運営の調整役として主務教諭を設置いたします。主務教諭の役割としましては、教諭その他の職員間における総合的な調整を行うものとしておりますが、現在、東京都においては、主任教諭が制度化されていることから、今回改正する新たな規定では、主務教諭の職名を主任教諭と定めることで、主任教諭がその役割を担うように改めるものです。

新旧対照表の左側、改正後の規則第8条の4第1項では、学校に、特に高度の知識または経験を必要とする教諭の職として、主務教諭を置くことができるとし、第2項では、主務教諭は、児童・生徒の教育をつかさどり、学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行うということで、主務教諭の役割を規定しております。続く第3項で、先ほど御説明しました主務教諭の職名を主任教諭とすることで、現在の主任教諭がその役割を担うことができるように規定しております。

次に、6ページであります。改正後、左側の第4項及び第6項では、主任養護教諭、主任栄養教諭に当たるものですが、改正後の左側、第3項に規定する主任教諭にかかわらず、第5項で規定する職名は、主任養護教諭、第7項で規定する職名は、主任栄養教諭とする旨を規定いたします。

そして、次に第9条、主任の設置にかかわる条文であります。第1項は、学校に教務主任や生活指導主任を設置する規定。第2項は、小学校に研究主任、第3項では、中学校に進路指導主任を設置する規定になります。

いずれも、右側、改正前のただし書き以降では、主幹教諭を置く場合は、それぞれ主任教諭を置かないことができるという例外の規定がありましたが、左側の改正後の規定では、主幹教諭のほか主務教諭の場合にも例外にできるという旨を規定に改めるものです。

施行日につきましては、令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○栗原教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしゅうございますか。

(「なし」との声あり)

○栗原教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○栗原教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第18号 調布市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

○栗原教育長 続いて、議案第18号「調布市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。本件について久保田指導室副主幹から提案理由の説明を願います。久保田指導室副主幹。

○久保田指導室副主幹 議案第18号「調布市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令」について御説明をいたします。

本改正は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の公布に伴い、調布市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改め、休暇の名称変更を行うほか、所要の改正を行うものでございます。

なお、今回の改正につきましては、東京都の都立学校職員出勤簿整理規程の改正内容と同様の改正を行うものであります。

資料は新旧対照表をお願いいたします。新旧対照表5ページです。初めに、この別表の中で第21号は、生理休暇の取得への心理的な抵抗感を緩和するために、右側の改正前の

「生理休暇」を左側の改正後の「健康管理休暇」に名称を改めるものであります。なお、表示の欄に記載されている内容は、電子出勤簿に表示される名称になります。

次に、6ページをお願いします。右側、改正前の第47号にあります「傷病欠勤」を削ります。同じく、右側、改正前の第48号から50号までを1号ずつ繰り上げるものです。

最後に、7ページをお願いいたします。第50号に「在宅勤務等」を追加いたします。

こちらの施行日につきましては、令和8年4月1日を予定しております。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○栗原教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしゅうございますか。

(「なし」との声あり)

○栗原教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○栗原教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第19号 調布市就学支援委員会規程の一部を改正する訓令

○栗原教育長 続いて、議案第19号「調布市就学支援委員会規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。本件について平野指導室教育支援担当課長から提案理由の説明をお願いします。平野指導室教育支援担当課長。

○平野指導室教育支援担当課長兼教育相談所長 私からは「調布市就学支援委員会規程の一部を改正する訓令」について御説明いたします。

新旧対照表を御覧ください。主な改正内容としては、第3条の就学支援委員会を組織するメンバーについて、「統括指導主事」となっていたものを「主幹又は統括指導主事」に変更し、人事異動の内容に応じて柔軟な対応が可能ないようにします。その他、所要の改正を行います。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○栗原教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしゅうございますか。

(「なし」との声あり)

○栗原教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○栗原教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第20号 令和8年度調布市教育相談所事業計画(案)について

○栗原教育長 続いて、議案第20号「令和8年度調布市教育相談所事業計画(案)について」を議題といたします。本件について平野指導室教育支援担当課長から提案理由の説明を願います。平野指導室教育支援担当課長。

○平野指導室教育支援担当課長兼教育相談所長 調布市教育相談所処務規程第7条により、令和8年度調布市教育相談所事業計画を策定するため、提案をいたします。

調布市教育相談所では、調布市基本計画、調布市教育プラン及び第2期調布市特別支援教育推進計画に基づき、児童・生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が受けられるよう、関係機関等と連携しながら、個に応じたきめ細かな教育相談の充実を図ってまいります。

1 ページの来所相談では、子どもが抱える課題のうち、心理面で専門的な対応が必要と思われるものに対し、心理士が保護者と子ども双方に継続的なカウンセリングを行い、必要に応じて他機関とも連携しながら、課題解決に向けて一人一人に寄り添った支援を行います。

次に、電話相談では、友達関係の悩みや子育てに関する相談などを匿名で受け付け、問題の深刻化を予防するとともに、相談者本人の希望に応じて必要な支援につなげます。

続いて、2 ページの就学相談は、市立小・中学校の児童・生徒が発達の状態に応じて適切な学び場を選択できるよう、丁寧な情報提供と教育的ニーズを踏まえた相談業務の実施により、就学先の決定に向けて支援してまいります。

巡回相談事業におきましては、公認心理士、言語聴覚士、作業療法士などの専門家が学校の要請に応じて巡回し、児童・生徒の監察を通して、学校生活における適切な支援について教員への指導上の助言や保護者への相談支援を行ってまいります。

3 ページの広報活動では、悩みを抱える子どもや保護者が相談したいときに気軽に利用していただけるよう、様々な機会において広く周知してまいります。

また、相談員の専門性を高めるための研修についても、引き続き積極的に取り組むほか、

支援に当たっては、関係機関等との連携を推進してまいります。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○栗原教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。はい、毛利委員。

○毛利委員 毛利です。

教育相談に関して、今年もぜひよろしくお願ひしますという感想で少し述べさせていただきたいと思うのですが、たしか去年の実績も別のときに伺わせていただいて、相談をたくさん扱っていただいているけれども、特にスタッフの時間が足りないとか、そういうことはなく、うまく進んでいるということですが、例えば、もし何か必要なことがあったらまた教えていただければと思います。

広報、周知のところに関しては、適時適切に出されているかと思うのですが、まだまだ分かっていただけていない保護者等もいるので、保護者同士でも紹介したいと思うのですが、このように深いサポートをしてくれていることに感謝したいと思います。令和8年度もぜひよろしくお願ひします。

○栗原教育長 ありがとうございます。ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○栗原教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第21号 令和8年度調布市公民館事業計画(案)について

○栗原教育長 次に、議案第21号「令和8年度調布市公民館事業計画(案)について」を議題といたします。本件について丸山東部公民館長から提案理由の説明を願います。丸山東部公民館長。

○丸山東部公民館長 議案第21号「令和8年度調布市公民館事業計画(案)について」、提案理由を御説明いたします。

本案は、調布市公民館処務規程第5条第1項の規定により、調布市公民館運営審議会での協議を経て、令和8年度調布市公民館事業計画を策定するため、提案するものです。

初めに、本事業計画の構成ですが、公民館ごとに冒頭で計画の基本的な考え方を述べる

とともに、それに続く一覧表で、青少年教育、高齢者教育、家庭教育、成人教育、国際理解教育の5つの学習分野を主軸に、個別の事業をまとめています。

3 公民館共通の基本的な考え方としては、学びを通じた地域づくり、仲間づくりを支援することや、学びの成果が生活課題や地域課題の解決に活かされる事業展開に努めることなどが挙げられます。

また、個別の事業には施設の特性や地域性、これまでの取組などを加味した内容を反映させています。

それでは、1 ページをお願いします。初めに、東部公民館です。東部公民館は、国分寺崖線の緑豊かな住宅街に位置し、周辺に教育関連施設が多いことが特徴です。こうした特徴を活かした人や地域との結び付きを大切にした事業展開を図ってまいります。

令和7年度に誕生したちょこぼんを、引き続き活躍の場を広げていくこと、また、当館との連携において、調布市青少年表彰を受賞した桐朋女子中・高等学校との連携継続はもとより、様々な地域資源とのさらなる連携強化に努めてまいります。

学習分野の基本的な考え方を項目1から項目5で記載し、続いて項目6及び項目7で地域の学び合いの輪を広げる事業展開や団体の育成支援に関する基本的な考え方としています。

続いて、5 ページから10ページまでが西部公民館になります。西部公民館は市の西南部に位置し、周辺には生産緑地も残り、多摩川などの自然環境にも恵まれています。

事業では、市民講座、地域文化祭などの参加型の事業、中でも子育てセミナーに代表される家庭教育事業に力を入れるとともに、サークル活動の支援にも取組を進めています。

6 ページの項目1から項目7において、基本的な考え方を整理しています。

最後に、11ページから15ページまでが北部公民館になります。北部公民館は市の北部に位置し、美術室や防音機能を有する学習室、陶芸窯、茶室などの設備が充実しております。また、周辺環境では、児童生徒数が多い小・中学校に囲まれ、緑あふれる上ノ原公園に隣接し、地区協議会や健全育成推進地区委員会などの地域団体の活動が活発です。

こうした地域で活動している団体と連携を図りながら、地域に根ざした公民館事業を展開してまいります。

11ページの項目1から項目6において、主催事業実施に関する基本的な考え方を記載し、項目7及び8において、地域文化財や地域団体との連携に関する基本的な考え方を整理しています。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○栗原教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。はい、千田委員。

○千田委員 質問でもないのですが、私も感想というか、今年度、各公民館に委員が訪問させていただいて、館長さんから活動の様子を説明していただきました。

それで、総じて感じたことは、各公民館がその地域の特色とか、公民館の施設の特色をよく活かした活動をしていて、担当者がとても前向きに頑張っているなということ ~~だった~~ ~~ん~~ です。やはり公民館が地域をつくっている大きな力になっているなど。確かに、なかなか若い人が入ってこない等の課題はあるけれども、それを何とか前向きにとらえて課題解決をしながら頑張ろうとしている職員の方々に感動したので、ここで報告させていただき、令和8年度も頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。

○栗原教育長 ありがとうございます。職員にとっても大変励みになるお言葉をいただきました。はい、丸山東部公民館長。

○丸山東部公民館長 大変有り難いお言葉をちょうだいいたしました。ありがとうございます。館に戻りまして、職員に周知をし、励みにしたいと思います。ありがとうございました。

○栗原教育長 ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

(「なし」との声あり)

○栗原教育長 ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○栗原教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第22号 令和8年度調布市立図書館事業計画(案)について

○栗原教育長 次に、議案第22号「令和8年度調布市立図書館事業計画(案)について」を議題といたします。本件について海老澤図書館主幹から提案理由の説明を願ひます。海老澤図書館主幹。

○海老澤図書館主幹 議案第22号「令和8年度調布市立図書館事業計画(案)について」、御説明いたします。

本案は、調布市立図書館処務規程第6条により、令和8年度調布市立図書館事業計画を

策定するために提案するものです。

お開きいただき、1ページ、事業概要をお願いいたします。

調布市立図書館は、調布市基本計画や教育プランのほか、調布市立図書館の基本方針及び運営方針に基づき、市民の読書、調査研究活動を支援するため、積極的に事業を展開してまいります。

1、重点的な取組についてです。

(1)令和7年2月から導入しているICタグシステムの円滑な運用ですが、資料貸し出し、返却において、セルフ貸出機や自動返却機、予約本受取コーナーなど、便利で快適に利用できる図書館サービスを円滑に運用してまいります。

(2)ヤングアダルトサービスの推進ですが、中学、高校生世代に対し、市内公立・私立学校及び青少年施設と連携し、積極的に利用促進を働きかけるとともに、分館の整備に当たってもサービスの充実を図るよう準備を進めてまいります。

(3)施設整備・維持管理ですが、宮の下分館、緑ヶ丘分館、若葉分館移転整備に向け、準備、整備を着実に進めるとともに、図書館施設の適正な維持管理に努めます。

(4)図書館運営についての検討ですが、市民のニーズ、利用状況などを踏まえ、さらなる市民サービス向上に向けた検討を行ってまいります。

2、主な取組については記載の9点となります。

3、主要事業は2ページ以降に記載しておりますので、主なものを御紹介いたします。

(1)運営関連事業ですが、市民参加として、図書館協議会や利用者の方の声を直接伺う図書館利用者懇談会などを開催いたします。

(2)児童サービス関連事業については、乳幼児向けブックスタート事業や、次の3ページに記載の推薦図書リストなど、小・中学生向け対象別に本のリストや冊子を作成し、図書館利用や読書推進を図ってまいります。また、各対象別のおはなし会については、市内各図書館で実施するほか、子ども発達センターや特別支援学校、特別支援学級においても取り組んでまいります。

なお、令和8年度は、令和9年度から12年度を計画期間とする第5次子ども読書活動推進計画を作成いたします。

次に、4ページをお願いいたします。(3)調査支援サービス関連事業においては、テーマ別調べ案内や課題解決支援サービスのほか、調布市立図書館の特色である映画のまち関連資料の収集、調布シネマフェスティバルにおける映画資料の企画展示事業などを実施

してまいります。

次に、5ページをお願いいたします。(4)利用支援サービス関連事業については、協力者懇談会や利用者懇談会の実施のほか、支援が必要な方に向けた広報などを随時実施してまいります。

6ページ、(6)成人対象事業については、だれでも参加できる各種読書会の実施のほか、調布樟まつりを始め、文化、文芸、時事に関する講演会などを、年間を通じて実施し、一層の読書推進、読書啓発に努めてまいります。

(7)中学生・高校生世代への働き掛けとして、令和7年度に初めて中・高生向けの講演会を実施いたしましたが、令和8年度も講演会などのイベントを実施する予定です。

7ページをお願いします。(8)施設整備ですが、宮の下分館、緑ヶ丘分館、若葉分館の整備事業を進めるとともに、神代分館の空調改修工事を行います。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○栗原教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。はい、毛利委員。

○毛利委員 毛利です。

昨年でしたか、作家さんを招いてのトークイベントに私も参加させていただいて、子どもたちから大人まで幅広い市民が熱心に聞いていて、とても楽しそうに聞いていたのを鮮明に覚えています。中学生、高校生世代への働き掛けなどのところ、ますます図書館利用、そして、そもそも読書を通じた学習というのは今とても必要かと思われますので、このようなことで子どもたちの成長にぜひ貢献していただければと思っています。令和8年度もよろしくお願いします。

資料を見させていただいて感じたことは、実施日がまだこれからのものであったり、未確定なものは通年と書いてあるのですが、通年と書いてあるのは、どんな感じで実施されるのか、たくさんあるのか1回なのか分かれるといいと思うので、その辺り、もしよろしければ教えていただければと思います。

質問は以上です。

○栗原教育長 資料の実施日のところ、通年の意味について説明をお願いしますか。

はい、海老澤図書館主幹。

○海老澤図書館主幹 御感想と御質問ありがとうございます。

こちらの通年という表記に関しましては、特に時期や回数を決めて開催するイベントのような事業ではなく、年間を通して実施している活動などをこのような形で記載している

ものになっております。

○毛利委員 分かりました。もともと図書館は常に開いている機関ですので、ずっと年間を通して活動いただいているということで、令和8年度もますますよろしく願いいたします。

○栗原教育長 ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

(「なし」との声あり)

○栗原教育長 ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○栗原教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第23号 令和8年度調布市郷土博物館事業計画(案)について

○栗原教育長 次に、議案第23号「令和8年度調布市郷土博物館事業計画(案)について」を議題といたします。本件について早野郷土博物館長から提案理由の説明を願います。早野郷土博物館長。

○早野郷土博物館長 議案第23号「令和8年度調布市郷土博物館事業計画(案)について」、説明いたします。

本案は、調布市郷土博物館処務規程第6条により、令和8年度調布市郷土博物館事業計画を策定するため提案するものです。

主な内容について御説明いたします。

初めに、1ページのI、方針、主な取組は、前年度からの変更はございません。博物館事業においては、収集、保存、調査研究、展示、普及を軸とした基本機能を発揮し、蓄積された知見を発展的に生かす観点から、各種取組を推進します。また、文化財保護事業では、文化財の保存の取組だけでなく、その価値や魅力を発信し、地域の再認識やまちの活性化につながる取組を展開してまいります。

次に、III、博物館事業です。1、郷土博物館管理運営を御覧ください。令和8年度の開館日数は284日、休館日数が58日を予定しています。

また、2ページをお願いいたします。くん蒸消毒と収蔵庫資料整理を行うため、23日の臨時休館を予定しております。

続きまして、2、郷土博物館事業です。郷土博物館では、文化会館たづくりにおける

「中川平一展 調布の四季と60年」への所蔵作品の出展及び中川平一氏によるスライドトークを実施するほか、調布の歴史、文化財に関する調査研究の新たな取組として、調布市内の用水調査を実施し、その成果を冊子と町市内の用水マップとして刊行します。

(1)展示活動のうち収蔵品展は、調布ゆかりの美術作品を活用した展示となり、4年ぶりの開催となります。企画展としては、「暮らしのなかの祈り」と「あの頃の調布駅風景」を開催します。

3ページをお願いします。次に、(2)教育普及活動につきましては、例年どおり講演会や講座、出前授業のほか、最下段の学校教育連携事業では、小学校3年生の郷土学習に対応した出前授業等を実施します。

次の(3)資料の収集、整理、保存では、引き続き、ウ、収蔵資料データベースの整備・公開を推進するとともに、文化生涯学習課と連携し、調布市平和デジタルアーカイブの充実を図ってまいります。

4ページをお願いいたします。(9)郷土博物館機能の在り方や方向性の整理では、館内職員により検討結果を取りまとめるとともに、博物館法の改正によって見直された博物館の登録制度を踏まえ、東京都への登録博物館申請を行います。

5ページをお願いします。(10)企画会議の実施については、こちらも館内の取組となりますが、全学芸員が集い、普及事業や情報発信などについて考えるための企画会議を実施してまいります。

続きまして、3、深大寺水車館管理運営です。(5)教育普及活動として、そば祭り期間に合わせたそばひき実演や、水車館水車を使用する事業の開催援助を随時開催します。

6ページをお願いします。続きまして、IV、文化財保護事業となります。

1、文化財保護審議会においては、文化財の指定、登録を推進します。

3、文化財の保護・普及活動では、史跡や文化財の適切な保存、管理を推進します。

また、(2)文化財の普及活動では、7ページをお願いいたします。東京都が実施する文化財ウィークへの参画のほか、学校連携事業や自治体間連携事業を引き続き実施するとともに、(3)郷土芸能の保存と後継者の育成に取り組みます。

(4)国史跡下布田遺跡整備事業では、下田遺跡財ガイダンス施設整備工事、史跡整備工事(第2期)、それからガイダンス施設内の展示空間づくりを進めます。ソフト面の取組としては、史跡ボランティア準備会などを実施するほか、ボランティア養成プログラムを検討してまいります。

最後に、4、埋蔵文化財の発掘調査です。埋蔵文化財包蔵地内で開発行為を行う場合の届出の受付、試掘調査、整理調査、埋蔵文化財年報の作成業務を行います。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○栗原教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。榎本委員。

○榎本委員 先ほどは先走って大変申し訳ございませんでした。

私から1つ質問させていただきたいのですけれども、下布田遺跡の整備事業に関しては、私も大きな関心と楽しみをいっぱい持っております。期待するところなのですが、この方針、主な取組の中の8番、市民ワークショップを通じた担い手づくりの取組とございますけれども、この担い手づくりというのは、具体的にどういうものなのか教えていただきたいと思っております。

○栗原教育長 早野郷土博物館長。

○早野郷土博物館長 担い手づくりとはどんなものかということで御質問いただきました。

担い手づくりというのを簡単に読み替えてしまえば、ボランティアの育成でいいのかなと思っております。市民ワークショップを通じたボランティア育成の取組という意味だと思っております。

ただ、国史跡下布田遺跡の整備基本計画の中に掲げております整備テーマというものがございまして、「みんなで育む・感じる・発見する縄文のふるさと」ということで、市民を始め多くの人がかかわりを持ちつつ、次世代へ受け継いでいくことを目標に整備を進めているということで整備テーマを設定しております。なので、ボランティア育成というよりも、共創のイメージを持った表現として、計画策定をした当時に担い手づくりという言葉を選択したことを記憶しております。

市民ワークショップについては、これまでハード面の取組として、史跡やガイダンス施設にどんな機能があつたらいいのかということで御意見をいただいておりますが、今後は活用ベースにだんだん移ってまいりますので、こうした史跡の保存と活用のボランティアの育成ということで取り組んでまいりたいと考えております。

先ほど事業計画の下布田遺跡整備事業のところでもございましたとおり、ボランティア養成プログラムの検討ですとか、そういったことをやったり、史跡の保存については、あれだけの広い公園ですし、ヤギ除草を含め自然環境をどう保全していくのかということもボランティアさんと一緒に行ったり、それから展示ですとか、公園内の複製展示の解説を

どう行っていけばいいのかということと一緒に検討していきたいと考えております。

I、方針の3行目にありますとおり、文化財保護事業においては、文化財の保存の取組だけでなく、価値や魅力を発信して、地域の再認識やまちの活性化につながる取組を展開するとしておりますので、この具体策として下布田整備事業をうまく活用して展開してまいりたいと考えております。

○栗原教育長 榎本委員。

○榎本委員 ありがとうございます。ぜひ担い手づくりというところで、ワークショップを通してということですから、例えば高校生とか中学生とか、興味を持っているお手伝いいただける子どもたち、そんな人たちも抱き抱えるようにして御指導いただけると、非常にいいものになると私は思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○栗原教育長 ありがとうございます。ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

(「なし」との声あり)

○栗原教育長 ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○栗原教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

これ以降の議案は非公開と決定しておりますので、ここで傍聴者の方は退席願います。
傍聴ありがとうございました。

非公開

○栗原教育長 以上で今定例会に付された案件はすべて終了いたしました。

これにて令和8年調布市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の
規定によりここに署名する。

教 育 長

委 員